

## 役員等の報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ウエルネスの理事・監事及び評議員（以下役員等という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。  
(定款第10条(2)、および第21条)

(理事長及び常勤理事の報酬等)

第2条 理事長及び常勤理事の報酬等は、定款条第21項の規定に基づき支給する。  
2 前項に定める報酬のほか、理事長及び常勤理事には給与規定の適用を受ける職員の例により算出した通勤手当を支給することができる。  
3 第1項で定める理事長及び常勤理事に対する報酬については、対象となる理事長及び常勤理事全員への支給総額が年額1,500万円を超えない範囲内で、理事長及び各常勤理事ごとの報酬額を評議員会で決定する。  
4 報酬等の支給方法等に関する詳細については、「役員等の報酬及び費用弁償規定別表」による。

(非常勤理事及び監事の報酬等)

第3条 非常勤理事及び監事は、無報酬とし、費用弁償については、別表により支給する。

(評議員の報酬等)

第4条 評議員の報酬は、無報酬とし、費用弁償については、別表により支給する。

(理事長及び業務執行理事の出張等)

第5条 理事長及び業務執行理事が職務のため旅行したときは、「社会福祉法人ウエルネス 出張旅費規程」により支給する。

(規定の変更)

第6条 この規定の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規定は令和3年6月18日から施行する。

## 役員等の報酬及び費用弁償

職位	役職	報酬 (円)	費用弁償 (円)	支払条件	支払方法
理事	理事長	150,000		月額	銀行振込
	業務執行理事	30,000		月額	銀行振込
	常勤理事	30,000		月額	銀行振込
	非常勤理事（市内）		3,000	出席都度	現金手渡
	非常勤理事（市外）		5,000	出席都度	現金手渡
監事	非常勤監事（市内）		3,000	出席都度	現金手渡
	非常勤監事（市外）		5,000	出席都度	現金手渡
評議員	評議員（市内）		3,000	出席都度	現金手渡
	評議員（市外）		5,000	出席都度	現金手渡
評議員選任解任委員会（市内）			3,000	出席都度	現金手渡
評議員選任解任委員会（市外）			5,000	出席都度	現金手渡
苦情解決第三者委員			5,000	年間	現金手渡